

4. 私生活の平穩の侵害について（案）

論点 名誉毀損や名誉感情の侵害、プライバシーの侵害を認めることができない場合について

不当な差別的言動に該当する可能性があるものの、名誉毀損や名誉感情の侵害、プライバシーの侵害を認めることができない場合、どのように対応すべきか？

投稿例)「●●人〇〇（人名）に暴力をふるってやる」「同性愛者〇〇（人名）の殺害ニュースが出ないように用心しろ」 参考:東京地判平成29年8月24日Westlaw2017WLJPCA08248009

【論点整理(案)】

(1) 害悪の告知

共通の属性を理由として特定の個人の生命・身体等に危害を加える旨の害悪の告知であって、名誉毀損や名誉感情の侵害を認めることができない場合、少なくとも一般の通常人を基準として、生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であると判断できるものについては、私生活の平穩の侵害にあたりと考えるよいか¹。

(2) 特定の個人等に対するヘイトスピーチや、特定の個人が共通の属性を有することを摘示する情報

特定の個人等に対するヘイトスピーチや、特定の個人を同和地区出身者であるなどと摘示する情報は、私生活の平穩も侵害すると考えるよいか²。